

## 近江八幡市有機農業推進に係る農機具シェアリング事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 本要領は、近江八幡市が推進する有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する農業をいう。以下同じ。）の取組を支援するため、市が整備した農機具（ポット成苗田植機、水田用除草機をいう。以下同じ。）の貸付けを行うことにより、作業規模の拡大、作業の効率化を促進し、農業の継続性を高めることで、有機農業を推進することを目的とする。

### (貸付けの対象)

第2条 農機具の貸付けを受けることができる者は、近江八幡市内において、有機農業に取り組んでいる者又は取り組もうとする者とする。

2 本事業により貸し出す農機具は、有機農業の実施を目的とした圃場においてのみ使用するものとする。

### (貸付対象農機具)

第3条 貸し付け対象農機具は次の表のとおりとする。

種類	型式	メーカー	仕様
ポット成苗田植機	R X E 6 1	みのる産業(株)	ポット成苗用 乗用6条植え
乗用型水田用除草機	S J 6 0 0 A (W E E D M A N)	(株)オーレック	6条用 条間30cm

### (貸付けの申請)

第4条 農機具の貸付けを受けようとする者は、農機具貸付申請書（別記様式第1号）を市に提出するものとする。

### (貸付けの決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、貸付けの適否を決定し、農機具貸付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。

(使用記録の作成及び報告)

第6条 農機具の借受者は、農機具の使用状況を明確にするため、農機具使用簿(別記様式第3号)により、使用日時、使用者、使用した圃場その他必要事項を記録しなければならない。

2 借受者は、農機具の使用状況が確認できる写真を撮影し、前項の農機具使用簿に添付の上、農機具を返却後1か月以内に提出しなければならない。

3 市は、必要に応じて、使用状況の確認または追加資料の提出を求めることができる。

(貸付けの取消し等)

第7条 市長は、貸付けの決定を受けた者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に貸し付けた農機具を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により貸付けを受けたとき。
- (2) 貸し付けた農機具を有機農業の推進以外の目的に使用したとき。
- (3) その他この要領に違反したとき。

(借受けの方法)

第8条 借受者は、農機具の貸付けを受けるときは、第5条の規定による農機具貸付決定通知書を提示しなければならない。

(貸付料)

第9条 農機具の貸付料は、無料とする。ただし、貸付けに係る農機具の運転に要する燃料費は、借受者の負担とする。

(借受者の義務)

第10条 借受者は、貸付けを受けてから返却するまでの間、農機具を適切に管理するとともに、使用するときは、事故防止に努めなければならない。

(事故等の報告等)

第11条 借受者は、農機具に起因する事故が発生し、又は農機具を亡失し、若しくは損傷したときは、直ちにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(農機具の譲渡等の禁止)

第12条 借受者は、農機具を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第13条 第7条の規定により、貸付けを取り消し、又は既に貸し付けた農機具を返還させた場合において、借受者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

2 借受者が、故意又は過失により事故を起こし、借受者又は当該事故に係る者(以下この項において「借受者等」という。)に損害が生じても市はその賠償の責めを負わない。

3 借受者は、故意又は過失により農機具を亡失し、又は損傷したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(効果的な事業実施に向けた協力)

第14条 借受者は、より効果的に本事業を実施するために、市が行うアンケートその他の調査に協力するものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

農機具貸付申請書

年 月 日

近江八幡市長 様

住所

氏名

電話番号

近江八幡市有機農業推進に係る農機具シェアリング事業実施要領第4条の規定により、農機具の貸付けを、次のとおり申請します。

利用希望農機具	
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	
有機農業の実施状況	<input type="checkbox"/> 既に有機農業に取り組んでいる <input type="checkbox"/> 今後有機農業に取り組む ※「今後有機農業に取り組む」に <input checked="" type="checkbox"/> をされた方は、有機農業の開始時期、取り組む圃場の場所及びその面積がわかる書類を添付ください。
備考	

※他の申請者の希望により日程調整することがあります。

※同意欄

本申請にあたり、「近江八幡市有機農業推進に係る農機具シェアリング実施要領」の内容を確認し、これに同意の上申請します。

農機具貸付決定(却下) 通知書

年 月 日

様

近江八幡市長

年 月 日付で申請のありました農機具の貸付けにつきましては、下記のとおり決定しましたので近江八幡市有機農業推進に係る農機具シェアリング実施要領第 5 条の規定により通知します。

貸付決定

貸付農機具	
使用場所	
貸付の条件	1 借受時と返却時には、必ずこの通知書を持参し提示すること。 2 農機具を紛失したり損傷したりしたときは、直ちに担当課に連絡すること。 3 貸付けを受けた物品を譲渡したり、転貸したりしないこと。 4 使用中の事故については、借受者の責任となること。 5 貸付けを受けた農機具は、有機農業を実施する圃場以外では使用しないこと。 6 使用后 1 か月以内に、農機具使用簿(別記様式第 3 号)を提出すること。

貸付却下

却下理由	
------	--

別記様式第3号（第6条関係）

農機具使用簿

年 月 日

近江八幡市長 様

住所

氏名

電話番号

No.	使用日	使用時間	使用者	農機具名	使用圃場（所在地）	作業面積

※添付書類：使用状況が確認できる写真（使用前、使用中、使用后）